

助成要領の平成25年度補正予算事業からの主な変更点について

1 支援の対象について

「機器の付属品を導入したい場合、燃油を消費せず、かつ、本体機器の本来の機能・構造を著しく改変しない付属品について、本体機器の燃油消費量が10パーセント以上削減可能なことであることが、公的機関等が公表するデータにより証明できるものに限る。この場合は、付属品の設置前と後の燃油消費量の比較とする。」を追加しました。

2 平成25年度補正予算事業で利用したグループ名について

「平成25年度補正事業で利用したグループ名を再度利用する場合は、グループ名の後に「26」を付けること。」を追加しました。

【例】

「〇〇漁協省エネ機器整備グループ」

「〇〇漁協省エネ機器整備グループ26」

3 連絡先登録用紙について

「i 連絡先登録用紙」を追加しました。

4 提出部数について

「●書類の提出部数は、正副2部とします。」を追加しました。

5 採択の優先順位について

- ・漁業者グループ構成員の浜プランへの参画状況
- ・漁業経営セーフティネット構築事業の加入状況等
- ・漁業者グループ構成員の中に、東日本大震災の被災者がいるか。
- ・漁業者グループ構成員の中に、本事業の平成25年度補正事業分や平成21～23年度の体質強化グループ活動支援事業及び平成23～26年度の復興機器設備事業で助成を受けた漁業者がいるか。
- ・その他、漁安協及び省エネ機器等評価委員会が別に定めるもの（漁業経営体数や漁獲量のバランスなど）」に変更しました。